

組 対 第 7 4 9 号
生 総 第 9 4 4 号
生 環 第 7 8 4 号
捜 一 第 1 0 4 9 号
捜 二 第 4 6 0 号
交 指 第 1 1 9 2 号
備 一 第 1 3 2 2 号
平成19年12月25日
一部改正 (平成21年3月17日
務第200号)

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

岐阜県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について

近年、犯罪による収益の移転に係る手口は巧妙化しており、これに関する事案は依然として後を絶たない。犯罪組織は、犯罪による収益を移転し、その起源を隠すことにより、これを事業活動や将来の犯罪活動に用いている。犯罪による収益が与える悪影響から健全な経済活動を守り、組織的な犯罪の根絶を図るためには、犯罪組織の取締りを一層推進するとともに、犯罪による収益の移転を防止し、これをはく奪することが必要である。

また、テロは、ひとたび発生すれば、膨大な被害をもたらすことから、テロ対策の要ていはその未然防止にある。そのためには、テロ組織及びテロリストへの資金の供給を遮断することが必要であり、テロ組織及びテロリストに関する情報収集活動を一層推進するとともに、国内外のネットワークを通じた資金の流れを監視し、テロ組織への供与を防止することが強く求められている。

こうした情勢を踏まえ、本県警察における犯罪収益対策を推進するため、別添のとおり「岐阜県警察犯罪収益対策推進要綱」を制定し、平成20年1月1日から運用することとしたので、その実効を期されたい。

岐阜県警察犯罪収益対策推進要綱

第1 目的

この要綱は、犯罪による収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第2条第1項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることにかんがみ、岐阜県警察が一体的に犯罪収益対策を推進することにより、犯罪による収益の移転防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅、テロ資金供与の防止等を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 犯罪収益対策の基本姿勢

犯罪収益対策の推進に当たっての基本姿勢は、次のとおりとする。

- 1 犯罪による収益の移転防止に関する特定事業者（犯罪収益移転防止法第2条第2項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）の自主的な取り組み及び県民の理解の促進
- 2 犯罪による収益に関する情報の分析及び活用
- 3 犯罪収益関連犯罪（犯罪収益移転防止法第11条第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）の取締り及び犯罪による収益のはく奪の推進
- 4 犯罪収益対策に関する国際的な連携の推進

第3 犯罪収益対策の推進

1 犯罪収益解明班

(1) 設置及び構成

- ア 岐阜県警察本部に岐阜県警察犯罪収益解明班（以下「犯罪収益解明班」という。）を設置する。
- イ 犯罪収益解明班は、班長、副班長、班員をもって構成し、その編成は別表のとおりである。
- ウ 各班に責任者を置き、担当する調査官（ただし、調査官が置かれていない所属は課長補佐）をもって充てる。

(2) 任務

- ア 犯罪収益解明班は、犯罪収益移転防止法に基づき、効果的な犯罪収益対策を推進することをその任務とする。
- イ 班長は、犯罪収益解明班の事務を統括し、班員を指揮、監督する。
- ウ 副班長は、班長を補佐し、犯罪収益解明班の事務を所掌するとともに、班長不在等のときは、その職務を代理する。
- エ 班員は、班長及び副班長の命を受けて、担当部門の事務を処理する。
- オ 各責任者は、必要に応じて責任者以外の班員を指定し、同指定班員を

班長へ報告するものとする。

(3) 会議

犯罪収益解明班の会議は、班長が招集して主宰する。ただし、班長は必要に応じ、班員の一部を招集して会議を開催することができるほか、班員以外の者に対し、会議の出席を求めることができる。

(4) 庶務

犯罪収益解明班の庶務は、組織犯罪対策課において行うものとする。

(5) その他

疑わしい取引の届出制度の運用に関して必要な事項は、班長が別に定める。

2 特定事業者の自主的な取組み及び県民の理解の促進

特定事業者の自主的な取組みが促進されるよう配慮するとともに、関係機関等と連携し、法の内容、犯罪組織等の実態及び犯罪による収益が与える健全な経済活動への悪影響に関する知識を普及するなどして、犯罪収益対策の重要性に関する県民の理解を深めるための広報啓発活動を行うこと。

3 犯罪による収益に関する情報収集

すべての部門が緊密に連携し、次の情報を収集する。

(1) 犯罪による収益の移転の実態に関する情報

(2) 犯罪収益関連犯罪の検挙に資する情報

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報

4 犯罪収益対策の観点からの取締りの推進

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織犯罪処罰法」という。）、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）等各種法令を適用し、犯罪組織等の資金源を遮断するため、疑わしい取引に関する情報を活用した犯罪捜査を推進し、積極的に事件化を図ること。

なお、犯罪収益関連犯罪の巧妙化を踏まえ、当該犯罪の事件化に当たっては、不断に創意工夫を図り、効果的かつ適切な情報収集活動の推進、捜査手法の高度化、関係機関との幅広い連携に努めなければならない。

5 犯罪による収益のはく奪の推進

(1) 没収保全請求等の的確な実施

犯罪収益関連犯罪の捜査に当たっては、単に被疑者の逮捕だけではなく、犯罪による収益の発見にも努め、これを発見した際には、速やかに、起訴前の没収保全請求を実施するなど、犯罪による収益の移転を防止するための措置を的確に実施すること。

(2) 検察庁との連携

犯罪による収益の没収又は追徴が的確に図られるよう犯罪による収益の

はく奪について検察庁との緊密な連携を強化すること。

(3) その他の手法の活用

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に基づく措置だけではなく、捜索、差押え、国税庁への課税通報等を積極的に実施し、あらゆる機会を捉えて犯罪による収益のはく奪に資する措置を講ずるよう努めること。

6 国際的な連携への配慮

組織的な犯罪及びテロリズムが国際社会の脅威となっているとともに、犯罪による収益の移転が国際的な金融取引及び商取引を通じて行われていることを踏まえ、国際的な連携に配慮すること。

第4 疑わしい取引に関する情報の的確な取扱い

1 保秘の徹底

疑わしい取引に関する情報を活用した取締りを行うに当たっては、被疑者その他の関係者に、当該情報を活用したことが明らかにならないように保秘を徹底しなければならない。

2 漏えい等の防止の徹底

疑わしい取引に関する情報の取扱いに当たっては、警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）等に基づき、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講ずること。

附 則（平成19年12月25日付け組対第749号ほか）

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日付け務第292号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日付け務第310号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

岐阜県警察犯罪収益解明班編成表

班 長		組織犯罪対策課長	
副班長		刑事部総括情報管理官	
班 員	担 当	責 任 者	担 当 事 務
	暴力団等	組織犯罪対策課 調査官（又は課長 補佐）	○ 暴力団等にかかる犯罪収益解明に関する事 務。
	薬物銃器	組織犯罪対策課 調査官（又は課長 補佐）	○ 麻薬及び覚せい剤等薬物関係事犯にかか る犯罪収益解明に関する事 務。 ○ 銃器事犯にかかる犯罪収益解明に関 する事 務。
	国際	国際捜査課 調査官（又は課長 補佐）	○ 外国人組織犯罪にかかる犯罪収益解明 に関する事 務。
	サイバー犯 罪	生活環境課 調査官（又は課長 補佐）	○ 組織的なサイバー犯罪にかかる犯罪収 益解明に関する事 務。
	風俗・不法 就労		○ 組織的な風俗・不法就労事犯にかか る犯罪収益解明に関 する事 務。
	生活経済等		○ 組織的な生活経済、環境保健衛生事犯 にかか る犯罪収 益解明に関 する事 務。
	組織窃盗	捜査第三課 調査官（又は課長 補佐）	○ 組織的な窃盗等事件にかか る犯罪収 益解明に関 する事 務。
	財務	捜査第二課 調査官（又は課長 補佐）	○ 組織的な金融・不良債権関連事犯、偽 造、詐欺等にか かる犯罪収 益解明に関 する事 務。
	交通	交通指導課 調査官（又は課長 補佐）	○ 組織的な運転免許証等偽造及び暴走 族組織にかか る犯罪収 益解明に関 する事 務。
	サイバー攻 撃	警備総務課 課長補佐	○ 組織的なサイバー攻撃にかか る犯罪収 益解明に関 する事 務。
	公安	警備第一課 調査官（又は課長 補佐）	○ テロリズム等の暴力主義的破壊活動 にかか る犯罪収 益解明に関 する事 務。 ○ 組織的な不法入国等の捜査にかか る犯罪収 益解明に関 する事 務。
	担 当 者		
庶務	組織犯罪対策課 犯罪収益解明・情 報分析補佐 犯罪収益解明・情 報分析係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察庁から提供される疑わしい取引に関する情報に 対する次に掲げる事務に関する事 務。 ・受領及び的確な取扱の確保 ・当該情報の分析、捜査担当所属の決定及び捜査 活動への支援 ・捜査結果の集約と警察庁への報告 ○ 疑わしい取引の届け出制度の運用について、国家公安 委員会等からなされる指示等への対応に関する事 務。 ○ 疑わしい取引に関する情報の照会業務 ○ 犯罪収益対策に関し、各部門が実施する施策の総合調 整に関する事 務。 ○ 犯罪による収益に関する情報の収集、整理及び分析に 関する事 務。 ○ 組織犯罪に関する情報全般についての情報交換に関 する事 務。 	